

## 令和4年第2回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和4年6月14日（火）
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階 議場
3. 議 題
- (1) 議案第2号 専決処分（白井市税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
  - (2) 議案第3号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
  - (3) 議案第5号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - (4) 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (5) 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
  - (6) 議案第10号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第4号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
  - (7) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 伊藤 仁 委員 長・影山 廣 輔 副 委 員 長  
岩田 典之 委 員・石井 恵子 委 員  
田中和八 委 員・平田 新子 委 員  
広沢 修司 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者

### 市執行部

市 長	笠井 喜久雄
総務部長	松丸 健一
企画財政部長	津々木 哲也
総務課長	高山 博亘
危機管理課長	山本 敏行
企画政策課長	池内 一成
財政課長	板橋 章
課税課長	山口 光敏
収税課長	宇賀 慎一

	建築宅地課長	藤川 敦史
7. 会議の経過	別紙のとおり	
8. 議会事務局	議会事務局長	永井 康弘
	主 査	今井 好美
	主 事	小原 陽子

## 委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 おはようございます。時間になりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤 仁委員長 皆さん、おはようございます。

今6月定例会におきましては、総務企画常任委員会に所掌される議案が非常に多くございます。皆様の慎重なる審議をよろしく願いして、委員長の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたり、各常任委員会に付託をされました8議案をそれぞれの常任委員会において審議をいただくこととなりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号並びに議案第9号及び議案第10号のうち、総務企画常任委員会が所掌する科目の6議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

委員会会議につき、議事等につきましては、委員長をお願いいたします。

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○伊藤 仁委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、令和4年第2回総務企画常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。発言は、必ず挙手の上、私の指名に基づいて行ってください。また、室内等については、クールビズを適用しておりますので、そのようによろしく願いいたします。

次に、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可いたします。なお、換気のため扉、窓を開放しておりますので、御了承ください。

これより日程に入ります。

(1) 議案第2号 専決処分(白井市税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

○伊藤 仁委員長 日程第1、議案第2号、専決処分(白井市税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

田中委員。

○田中和八委員 議案第2号なのですが、これは3号と絡んでいますので、一緒の質問でよろしいでしょうか。

○伊藤 仁委員長 それぞれに質問していただくと、後の整理がスムーズになりますので、よろしくをお願いします。

○田中和八委員 それでは、質問させていただきます。固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税補充額の上昇幅を2.5%とすることについて、その理由と、令和4年度限りとしているのはなぜなのか、お伺いをいたします。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 固定資産税の負担調整措置に係る今回の改正で、商業地等のかかる課税標準価格を2.5%としたこと、それと4年度に限りということについてお答えいたします。

固定資産税の負担調整措置につきましては、評価替えの際に伴う急激に上昇する土地の緩和策として、徐々に上昇していくように、前年度の課税標準額に対して5%ずつ上昇させる措置となるものですが、今回の措置につきましては、国において、景気回復に万全を期すために、令和4年度に限り、地価が一定以上上昇した商業地等の税額の上昇幅を5%から2.5%とする激変緩和措置が取られたことによるものです。また、都市計画税につきましても同様の措置が取られております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 2.5%にすることによって、歳入への影響額、どの程度か、お伺いをいたします。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 お答えいたします。今回の措置で5%から2.5%になる影響額につきましては、データからシステムを活用し、抽出し、試算しなければならず、大きな作業になることからお答えすることはできませんが、今回、商業地等の宅地と限られているところでありますので、それほど大きな影響額にはならないものと考えます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 この改正内容の中の、DV被害者等の住所の取扱いについて所要の措置を講じるものとあります。このDV被害者等の範囲について、等も含めて、どういったものが想定されるのか、ちょっと確認したいと思います。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 お答えいたします。今回、DV被害者等と想定されているものは、主にドメスティックバイオレンス、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を言われております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 では、現在、市のほうで把握している人数、全体で何人ぐらいかだけちょっと確認したいと思います。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 DV被害者等の実態については、当課では把握しておりませんので、御了承願いたいと思います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり承認されました。

(2) 議案第3号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○伊藤 仁委員長 日程第2、議案第3号、専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。  
質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり承認されました。

（3）議案第5号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第3、議案第5号、白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。広沢委員。

○広沢修司委員 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴うものということですが、そもそもの法の目的と、法改正の目的と概要についてを伺います。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えします。法の目的についてですが、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅、長期優良住宅の普及を促進することにより、環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世代に継承し、より豊かで優しい暮らしへの転換を図ることとしていきます。

今回の法改正は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境をさらに整備し、既存住宅流通市場を活性化することを目的として、優良な既存住宅について認定できる仕組みを創設するものです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 広沢委員。

○広沢修司委員 法改正の内容と経緯について確認をさせてください。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 法改正の経緯についてと内容についてお答えします。

経緯についてですが、国によると、消費者の新築住宅、既存住宅に対するニーズについて、この10年間で変化しており、新築住宅を希望する層は減少し、既存住宅を希望する層、及び新築、既存にこだわらないとする層が半数近くに上っており、既存住宅を安心して購入できる環境をさらに整備し、既存住宅流通市場を活性化させる必要があるとのことです。現存している住宅ストックの中には、建築行為を伴わずとも長期優良住宅の認定基準に適合するレベルの性能を有した住宅が存在するが、現行の認定制度では、建築行為を前提とした制度であるため、建築行為を伴わない限り認定を取得することができない状況であったことから、今回の法改正により、建築行為を伴わない認定制度を創設したと伺っております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 広沢委員。

○広沢修司委員 では、既存住宅の認定を取ると、どのようなメリットがあるのかという点について伺います。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えします。長期優良住宅制度創設前に建築された住宅や、新築時、増改築時に認定申請されなかった住宅について、認定を取得することにより、流通時等に差別化を図って付加価値を高めることができると伺っております。

○伊藤 仁委員長 広沢委員。

○広沢修司委員 では、最後なんですけれども、これまでの長期優良住宅の認定実績と、それから新制度による既存住宅の認定件数の見込みについて伺います。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えします。新築時の認定実績については、例年20件から30件程度です。市では、建築される住宅がおおむね1年で100件程度ですので、20%程度のものが認定を受けているという状況になります。

新制度による既存住宅の認定件数の見込みについては、既存の住宅が流通していく中でどのくらい申請されるかがちょっと予想がつかないので、お答えができない状況です。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。岩田委員。

○岩田典之委員 確認ですけれども、これは、申請をするのは業者、これを認定を受けて販売する業者

と考えてよろしいのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 そうですね。委員御指摘のとおり、中古住宅を流通させるために、例えば不動産業者とかが、付加価値をそこでプラスアルファして販売のほうに回すということで、基本的には設計事務所であるとか不動産業者等が申請していただくということになります。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この申請をして認定を受けると販売がしやすくなると思うんですけども、この申請あるいは認定等々にかかり、市が関与することはあるのか全くないのか、それを確認しておきたいと思います。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 市で認定を行うことになりますので、認定の中にも2種類ございまして、登録制の評価機関で適合証を取ったもの、適合証を取って適合証を添付して認定するものと、適合証を添付せずに認定するものの2種類があるんですけど、市のほうで内容を見て認定をするということになります。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この条例改正により、市にとっては、今後のまちづくり、市にとっては、どのような、いわゆるメリットというか効果といいますか、その辺が考えられますでしょうか。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 市のメリットということなんですけど、中古住宅の流通が活性化されれば、空き家等、そういったものは空き家問題等にも関係してくると思います。ただ、これ自体が法律の改正に伴うものですので、この状況は日本全土において起こっていることではあります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定されました。

(4) 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第4、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑はございますか。平田委員。

○平田新子委員 これは、市独自の改定ということで、国の法律が変わったからということではないと思います。それを変えるに至った現状というか、何かが足りなかったからこうしなくてはいけないという理由があったと思うんですけど、特にこの非常勤職員の育児休業等の、今までの状況というのが、どういう状況だったかを確認させていただきます。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今の前提として、白井市独自の改正なのかどうかという御質問に対しては、白井市独自の改正ではございませんで、全部の事業主を含めた地方公共団体、国も含めまして、それが行っている今回の見直しになっています。

今回の大きな目的といいますのは、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援しようというところがこの制度の大きな目的となりまして、今、委員御指摘いただきました非常勤職員、市では会計年度任用職員になりますけれども、そちらの要件緩和ですとか、そういった改正を今回行っております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 そういうふうには枠が出来上がっていても、なかなか職場的に人数が足りないとか、自分が休んじゃいけないとか気を遣うといった職場風土という点において、白井市はどのような状況だと把握されているのでしょうか。

要するに、育休が取りやすい状況か、取りにくい状況か、これは女性に限らずですけれども、どういう状況かを確認いたします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えします。今回の改正の大きな目的としては、1つは育児休業と部分休業、それぞれの要件緩和を会計年度任用職員に対して行っております。要は、取得がしやすいようにする改正と。あと、育児休業を取得しやすい環境整備に関する措置を定めております。この2つが大きな

今回の制度の改正の目的になっております。

今、委員御指摘ありました、会計年度任用職員の育児休業の実態、状況ですけれども、これまで、育児休業制度は、今回の緩和前から制度としてはございましたけれども、利用されている実績は今のところございません。といいますのも、会計年度任用職員については、一定の子育てを一通り終えられた方が仕事に就かれるというケースが比較的多いところも関係しているかと思えますけれども、現時点では、この育児休業の制度を活用した方はいらっしゃらない状況でございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 今回は非常勤職員のことですけれど、条例自体は全体の職員にも関わるわけですね。全体の職員は育児休暇を取得しやすい状況にあるのでしょうか。そこを追加して確認します。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。現在の市役所の育児休業の取得状況ということでお話をしたいと思います。

現在は、育児休業が、正規職員が6名取得しております。取得者は女性職員になっております。それから、部分休業ですけれども、こちらにも正規職員が13名取得しております。12名が女性職員、うち1名が男性職員が今現在取得しているところでございます。

あと、男性職員の育児休業の実績でございますけれども、平成26年度、それから28年度、令和元年度、それぞれ1名ずつの男性職員が育児休業を取得した実績がございます。

以上でございます。

○伊藤 仁委員長 ほかに。影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今回の上程されました改正内容ですけれども、国の人事院のほうからいろいろ言われておまして、子育て関係で言いますと、まず、今回の提案の中にはないもので、まず、出生サポート休暇というのが、例えば国家公務員に対して申請されましたとかいう話があります。不妊治療にかかる通院等のことですが、それが有給になって、5日の範囲、あるいは体外受精や顕微鏡受精を受ける場合はプラス5日で最大10日休めるとかいう話になっております。こういったところは、今回の提案には含まれていないのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えします。結論から申し上げますと、今回の条例改正の内容とは別のものになります。今お話しいただきました出生サポート休暇、こちらについては、今委員が御説明いただいたとおりの制度となっております。こちらについては、令和4年4月1日施行分として既に対応しておりますので、制度はもう出来上がっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 その対応というのは、条例ではない別の形でということですね。確認です。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。こちらは、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則という規則がございまして、規則事項になっておりますので、その改正を既に終えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 それともう1つ、人事院で4月1日から言われているのが、育児休業の取得要件の緩和というのは、育児関係だけじゃなくて、介護休暇とか介護時間、短期介護休暇も含めて、介護関係も入っているんです。どっちかというところ、これからの高齢化、この需要も高そうな気もするんですけども、そちらのほうは対応されているのでしょうか、確認したいと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今の非常勤職員に対する制度ということでお答えいたしますと、今回条例改正で行いますものについては、育児休業が1つ対象になっております。

それからあと、育児時間の部分が、今回提案いたしました条例事項になっておりまして、そのほかにも、今御指摘いただいた介護休暇、それから介護時間、それから子の看護休暇、短期介護休暇、それぞれにつきましては、こちらは全て規則事項、「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に規定されておりますので、今この条例の改正と併せて、同じ公布日施行で改正ができるように準備を進めているところでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 議案の説明の中で、ちょっとしばらく様子を見て待ったというようなお話がありました。こういうのは一日でも早くやってもよろしいんじゃないかなと思ったんですけども、その辺の事情というか背景についてちょっと解説いただければと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。恐らく条例の制定時期という問題かと思うんですけども、これは大綱的質疑で、さきに血脇副議長のほうから御質問いただいているんですけど、それと同様の回答になりますが、よろしいでしょうか。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 もう少し具体的な理由というのは特になんかということでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 大綱的質疑でお答えしたのが、今回提案する理由というふうに認識しております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 全員起立です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり可決されました。

(5) 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○伊藤 仁委員長 日程第5、議案第9号、令和4年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。ページ順に追っていきたいと思いますので、最初に歳出、9ページ、2款総務費についてお願いいたします。

平田委員。

○平田新子委員 一番上です。一般管理費、電算維持管理に要する経費ということで、9ページの一番上。この費用というのは国から出るもので、これは自治体のオンライン化の手續に係るのかと思うんですけど、どういった部分、全般的に全部が支援の対象になっているわけじゃないと思いますので、この内容をちょっと説明お願いします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。予算の事業番号が18の「電算維持管理に要する経費」の概要について御説明します。

今回、自治体オンライン手続推進事業という事業がございまして、それに対応するために、マイナポータルからの申請を市の基幹系システムでデータ連携するために、システム等の構築と既存基幹系システムの改修が必要になりまして、今回予算計上させていただいております。

今現状を申し上げますと、マイナポータルから申請ができます子育てワンストップサービス、全部で15の手続がございまして、こちらの申請を行った場合、マイナポータルからデータをダウンロードいたしまして、それを印刷して、その申請内容を見ながら基幹系システムに入力するという手間がかかっておりました。今回、このシステム改修をすることによりまして、マイナポータルで申請が行われますと、申請管理システムでデータを受け取り、それを各関係システムへ転送することができます。事務担当者は、この基幹系システムにデータの取り込み処理を行うことで事務処理を行うことができるという取組がございまして、それを今回提案させていただいているところでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 概要は分かったんですけど、それによって人が手を加える部分が大幅に効率化されるという認識でよろしいですか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 御指摘のとおりです。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 今、子育てワンストップサービスの15の手続についてとおっしゃいましたけど、このシステム改修はほかのことにも広げていこうと思ったらできるものなのか、あるいは、ほかのものをまたこういう状態にしようと思うと新たにシステム改修が必要なのか、確認させていただきます。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今現在、子育ての15事業とお話ししましたけれども、今回後で歳入が出てまいりますけれども、その補助金の交付を受けるに当たりまして、介護の11の事業があります。その手続を新たに加えることによって補助金が頂けるということになっておりますので、今回の子育ての15事業に、手続に加えて、介護の11手続が新たに加えることができるようになります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

それでは、9ページの総務費については、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、12ページの消防費について質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、ないようですので、質疑2つしかないんですけども、どちらでも、もう大丈夫ですか、歳出については。

それでは、歳出については、質疑は終了させていただきます。

次に、歳入について質疑を行います。8ページ、15款2項1目総務国庫補助金、次に19款繰入金、次に21款4項2目雑入のうちのデジタル基盤改革支援補助金（自治体オンライン手続推進事業）についてと22款の市債について、これ、合わせて全体で質疑を行いたいと思います。質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 歳入についての御質疑はよろしいですか。

それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

すいません、1つ抜けておりました。

それでは、5ページの地方債補正について。歳入歳出ではなくて地方債の補正について、道路橋梁整備事業、消防団車両整備事業の地方債のことについて質疑はございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、質疑を終了させていただきます。

これから討論を行います。

反対討論の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(6) 議案第10号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第4号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○伊藤 仁委員長 日程第6、議案第10号、令和4年度白井市一般会計補正予算（第4号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式で行います。ですが、所管につきましては歳入のみですので、歳入、7ページ、15款2項1目総務費国庫補助金について質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

(7) 閉会中の継続調査について

○伊藤 仁委員長 日程第7、閉会中の継続調査についてを議題とします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって総務企画常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

閉会 午前10時41分